



三重県公報

令和6年3月19日 (火)

第 499 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
規 則			
6	三重県消防関係職員の服制及び被服貸与規則の一部を改正する規則	(消防・保安課)	2
7	三重県消防表彰規則の一部を改正する規則	(同)	14
告 示			
177	介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の廃止の届出	(長寿介護課)	19
178	介護保険法の規定による指定介護予防サービス事業者の廃止の届出	(同)	19
179	保安林の指定施業要件の変更に係る通知	(治山林道課)	19
180	同件	(同)	20
181	同件	(同)	20
182	保安林の指定施業要件を変更する予定である旨	(同)	21
183	区画漁業の免許	(水産資源管理課)	22
184	土砂災害警戒区域の指定	(防災砂防課)	22
185	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(同)	22
186	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(同)	23
187	構造計算適合性判定を行わせることとした指定構造計算適合性判定機関の業務を行う事務所の所在地の変更	(建築開発課)	24
公 安 委 告 示			
4	幹部交番、交番、警察官駐在所等の名称、位置及び所管区の一部を改正する告示	(公安委員会)	24
公 告			
	土地改良事業計画を定めた旨及びその関係書類の縦覧	(農地調整課)	27
	基本測量を実施する旨の通知	(公共用地課)	28
	基本測量が終了した旨の通知	(同)	28
	公共測量を実施する旨の通知	(同)	28
	公共測量が終了した旨の通知	(同)	28
	同件	(同)	29
	同件	(同)	29
	同件	(同)	29
	開発行為に関する工事の完了	(建築開発課)	29
	宅地開発事業に関する工事の完了	(同)	29
特 定 調 達 公 告			
	落札者を決定した旨	(鈴鹿地域防災総合事務所)	30

規 則

三重県消防関係職員の服制及び被服貸与規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和六年三月十九日

三重県知事 一 貝 勝 之

三重県規則第六号

三重県消防関係職員の服制及び被服貸与規則の一部を改正する規則

三重県消防関係職員の服制及び被服貸与規則(昭和四十三年三重県規則第八号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第四条 削除</p>	<p style="text-align: center;">(被服の規格)</p> <p>第四条 貸与する被服のうち衣服並びに冬(合)帽盛夏帽及び略帽(以下「制帽」という。)並びにくつゝの規格は、別表第三のとおりとし、同表の標準規格により調製するものとする。</p>

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一 (第二条関係)

三重県消防関係職員服制			
冬(合)帽	色	濃紺	
	製式	男性については、円形とし、前ひさし及びあごひもは、黒色とする。あごひもの両端は、帽の両側において金色金属製消防き章各一個でとめる。形状は、図のとおりとする。 女性については、円形つば型とし、帽のまわりに濃紺又はその類似色のリボン巻くものとする。形状は、図のとおりとする。	
	帽章	金色金属消防き章をモール製金色桜で抱ようする。台地は黒とする。形状寸法は、図のとおりとする。	
	周章	男性については、帽の腰まわりに、黒色のななこ織を巻き、係長級職員以上の場合には、じゃ腹組金線及びじゃ腹組黒色線を巻くものとする。	
盛夏帽	色	紺	
	製式	男性については、円形とし、前ひさし及びあごひもは、地質と類似色とする。あごひもの両端は、帽の両側において金属製消防き章各一個でとめる。天井の内側には、汚損よけをつける。天井の両側に各二個のはと目をつけ、通風口とする。腰は藤づるあみとし、すべり革には、所要の通風口をつける。形状は、冬(合)帽と同様とする。 女性については、冬(合)帽と同様とする。	
	帽章	冬(合)帽と同様とする。台地は、地質と同様とする。	
	周章	男性については、帽のまわりに、地質と類似色のななこ織を巻くものとする。	
略帽	色	濃紺	
	製式	前ひさし及びあごひもは、地質と同じものとする。あごひもの両端は、帽の両端において金色金属製消防き章各一個でとめる。形状は、図のとおりとする。	
	き章	銀色金属製消防き章とする。台地は、地質と同様とする。形状及び寸法は、図のとおりとする。	
安全帽	色又は地質	白色の強化合成樹脂又は堅ろうな材質	
	製式	内部に頭部の震動を防ぐ装置をつける。あごひもは、合成繊維とする。形状は、図のとおりとする。	
	き章	略帽と同様とする。	
	周章	帽の腰まわりに二条のシルバーグリーンの反射線をつける。	
防火帽	保安帽	色又は地質	黒又は銀の強化合成樹脂又は堅ろうな材質
		製式	かぶと型とし、内部に頭部の震動を防ぐ装置をつける。前後部にひさしをつけ、あごひもは、合成繊維とする。形状は、図のとおりとする。

		き章	銀色金属製消防章とする。台地は地質と同じものとする。形状は、図のとおりとする。	
		周章	帽の腰まわりに一条ないし三条の白又は赤の反射線をつける。	
	しころ	色又は地質	銀又は濃紺の耐熱性防水布	
		製式	取り付け金具により保安帽に付着させるものとし、前面は、両眼で視認できる部分を除き閉じることができるものとする。形状は、図のとおりとする。	
冬（合）服	上衣	色	冬帽と同様とする。	
		製式	前面	男性については、折りえり胸部は二重とし、消防き章をつけた金色金属製ボタンを二行につける。形状は、図のとおりとする。 女性については、打合わせを右上前とするほかは、男性と同様とする。
			胸章	黒色の台地に上下両縁に金色ししゅうを施し、中央に平織金線及び銀色消防き章をつけた職名章を右胸部に、その上部に黒色の台地に流水形の銀モール三条をふした消防関係職員章をつける。形状及び寸法は、図のとおりとする。
	そで章	幅三〇ミリメートルの黒色しま織線二条及び幅六ミリメートルのじゃ腹組金線一条を表半面にまとう。形状は、図のとおりとする。		
下衣	色	上衣と同様とする。		
	製式	男性は長ズボン、女性は長ズボン、スカート又はキュロットスカートとする。形状は、図のとおりとする。		
盛夏服	上衣	色	淡青	
		製式	前面	男性については、シャツカラーの長そで又は半そでとする。淡青又はその類似色のボタンを一行につける。形状は、図のとおりとする。 女性については、打合わせを右上前とするほかは、男性と同様とする。
			胸章	形状は、冬（合）服と同様とする。
	肩部	外側の端を肩の縫目に縫いこみ、えり側を淡青又はその類似色のボタン一個でとめる。		
下衣	色	盛夏帽と同様とする。		
	製式	冬（合）服下衣と同様とする。		
活動服	上衣	色	濃青又は濃紺	
		製式	長そでとする。用途に応じ、通気性、難燃性、強度、帯電・静電防止等の機能性に配慮する。形状は、図のとおりとする。	
	下衣	色	上衣と同様とする。	
		製式	長ズボンとする。用途に応じ、通気性、難燃性、強度、帯電・静電防止等の機能性に配慮する。形状は、図のとおりとする。	
防火衣	色又は地質	防火帽しころと同様とする。		
	製式	折りえりラグランそで式バンドつきとする。肩及びその前後に耐衝撃材を入れ、上前は、五個のフックとし、ポケットは左右側腹部に各一個をつけふたをつける。形状は、図のとおりとする。		
外とう	色又は地質	冬（合）服と同様とする。		
	製式	折りえり胸部は二重として、消防き章をつけた金色ボタンを二行につける。後面はすそを裂くものとする。背部に幅六〇ミリメートルの背帯をつける。そでに、冬（合）服上衣に準ずるそで章をつける。形状は、図のとおりとする。		
雨衣	色	黒又は濃紺		
	製式	男性については、折りえり胸部は二重として、地質と類似のボタンを二行につけ、胴には、バンドをつける。後面は、すそを裂くものとする。えり部に頭きんどめの黒色ボタンをつけ、頭きんに鼻おおい一個及び黒色ボタンをつける。そでにはバンドをつけ、一端を内側の縫目に縫い込み、他の一端は地質と類似のボタンでとめる。形状は、図のとおりとする。 女性については、打合わせを右上前とするほかは、男性と同様とする。		
ネクタイ	色又は地質	黒又は濃紺の織物		
バンド	色又は地質	革又は合成繊維とする。ただし、活動服用は鉄製、ニピン止金付き、ナイロン二重織り二穴レンジャーベルトとする。形状は、図のとおりとする。		
くつ	色又は地質	黒の短靴又は半長靴とする。ただし、防火用は銀色又は黒色のゴム製長靴（踏抜き防止板を挿入する。）、救助用は黒の編上式半長靴（踏抜き防止板を挿入し、つま先には先しんを装着する。）とする。		
消防関係職員手帳	製式	表紙は、黒色の革製又はこれに類似するものとする。中央上部に消防き章を、その下		

	に三重県名を、それぞれ金色で表示し、背部に鉛筆差しを設け、その下端に長さ四十五センチメートルの黒色ひもをつけ、表紙内側には、名刺入れを設ける。用紙は、恒久用紙と記載用紙とに分け、いずれも差し換え式とし、その枚数は、恒久用紙十枚、記載用紙八十枚とする。形状及び寸法は、図のとおりとする。
--	--

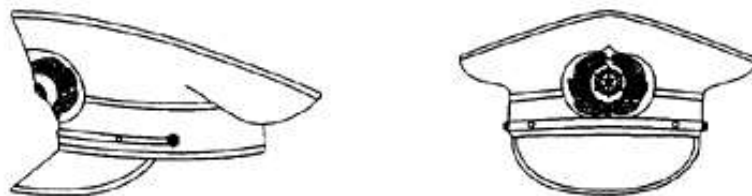
備考

- 一 消防き章中消防章と消防団き章の大きさの比率は、半径を十対五とする。
- 二 略帽については、アポロキャップをもって、これに代えることができる。
- 三 外とうについては、ブルゾンをもって、これに代えることができる。
- 四 雨衣にあつては、上衣と下衣に分割されているものをもって、これに代えることができる。
- 五 本表中金色金属又は銀色金属を用いるものについては、同色の類似品をもって、これに代えることができる。
- 六 形状に関する図で示しているポケット、ボタンの数及び位置については、図と異なるものとする。

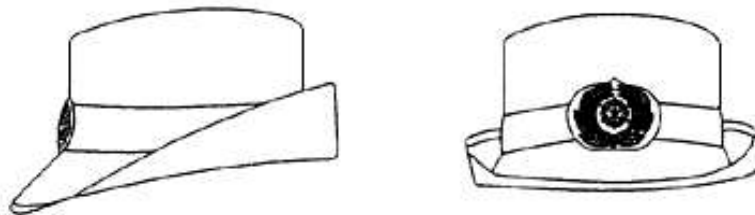
図（数字は寸法を示しその単位はミリメートルとする。）

冬（合）帽

男性



女性



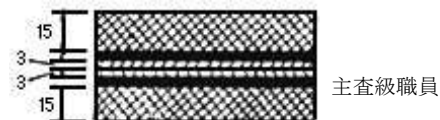
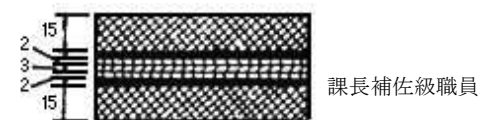
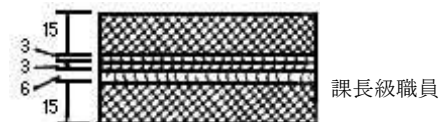
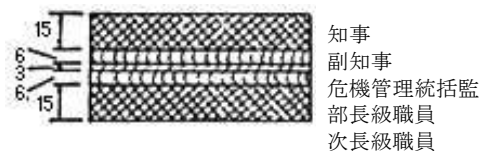
帽章

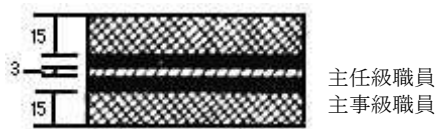


あごひもどめボタン

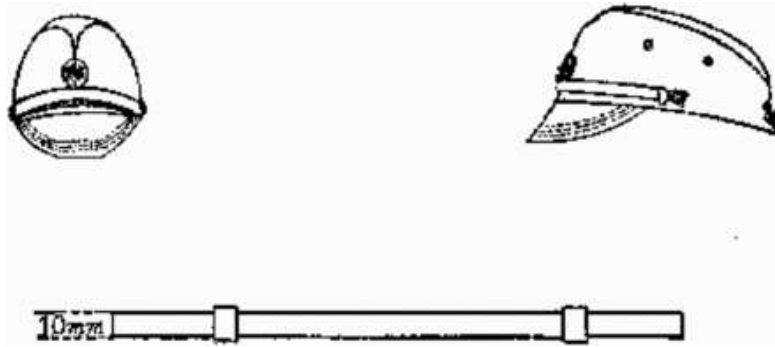


帽帯





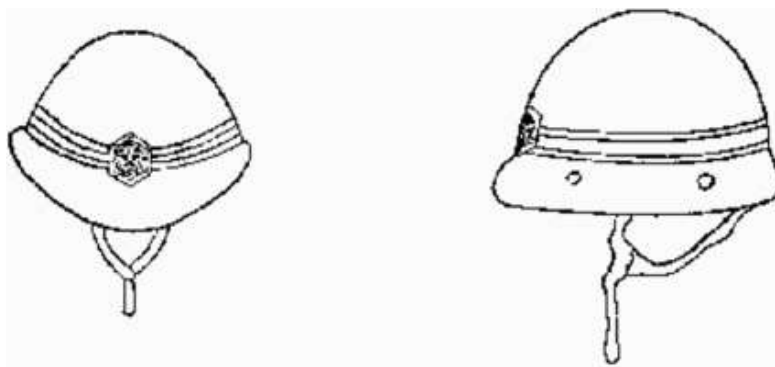
略帽



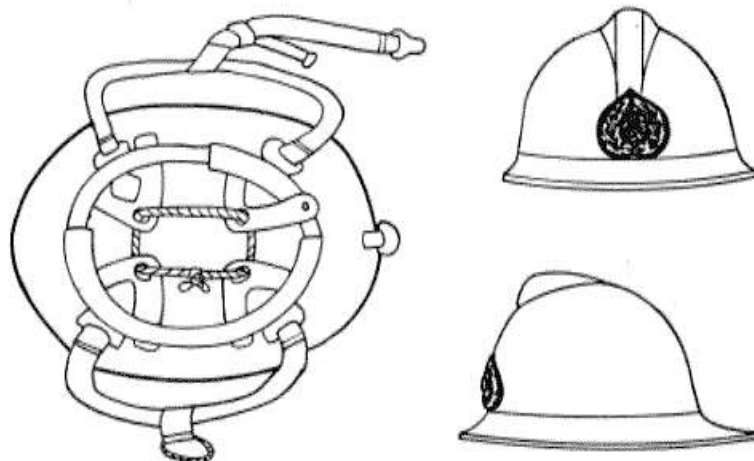
き章



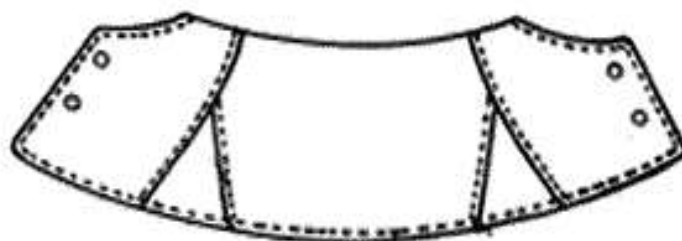
安全帽



防火帽
保安帽



しころ



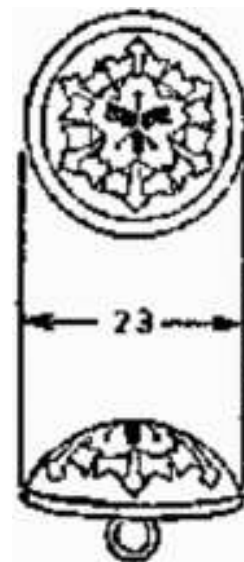
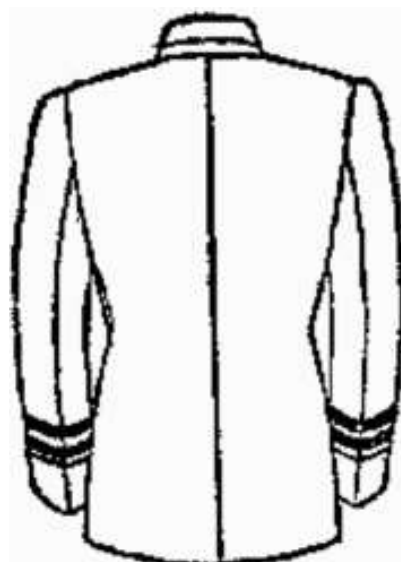
冬(合)服

上衣

後面

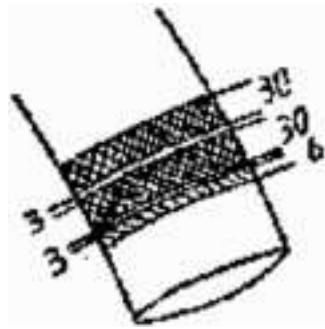
前面

ボタン



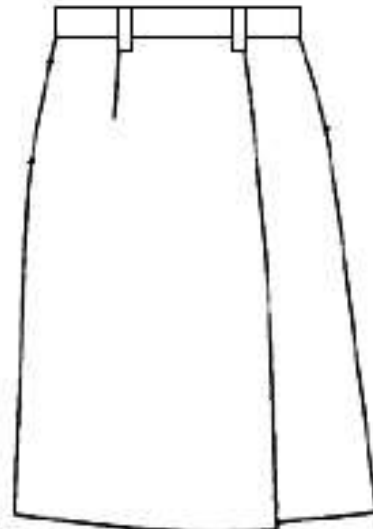
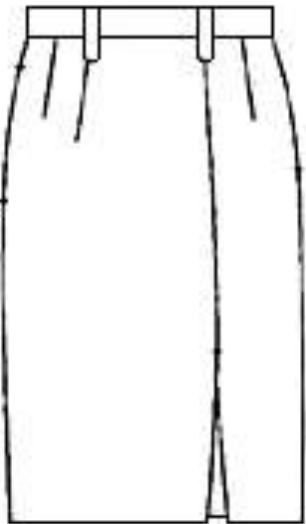
そで章

下衣

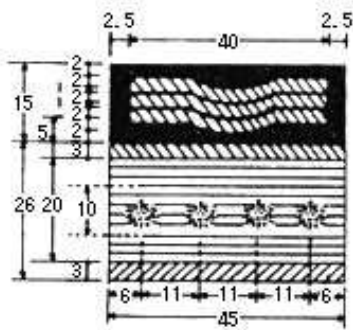


スカート

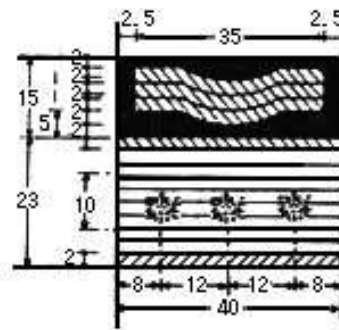
キュロットスカート



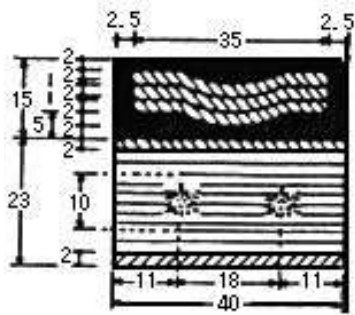
胸章



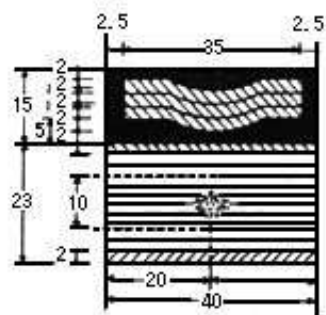
知事



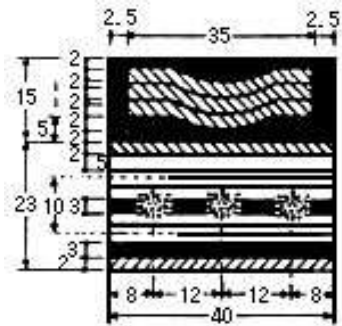
副知事
危機管理統括監



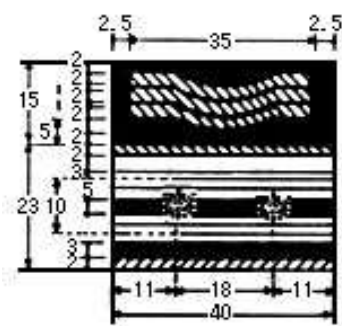
部長級職員
次長級職員



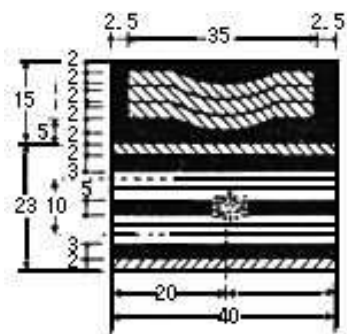
課長級職員



課長補佐級職員



主査級職員

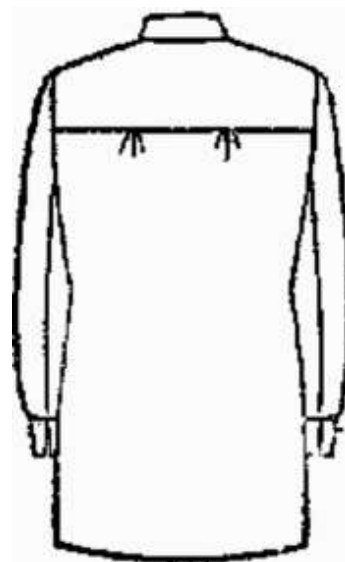


主任級職員
主事級職員

盛夏服
上衣

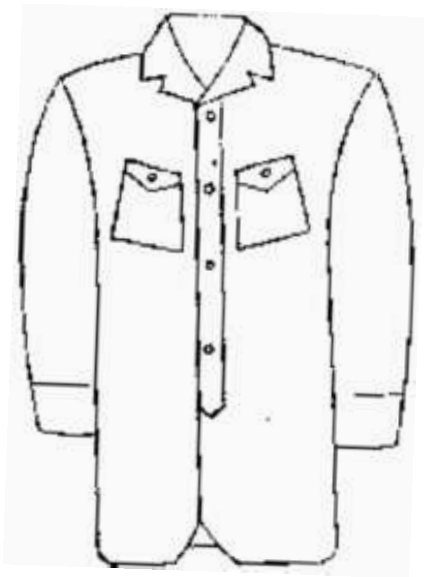
前面

後面

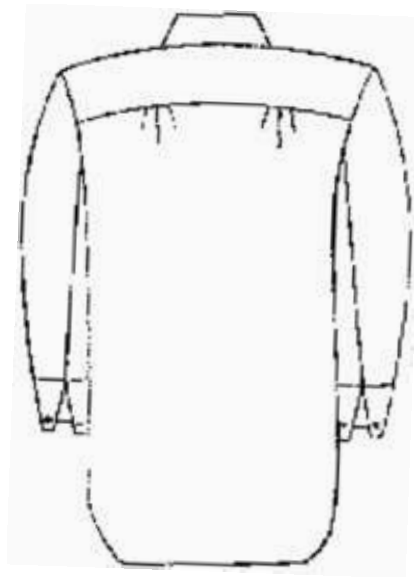


活動服
上衣

前面



後面



下衣



前面

防火衣

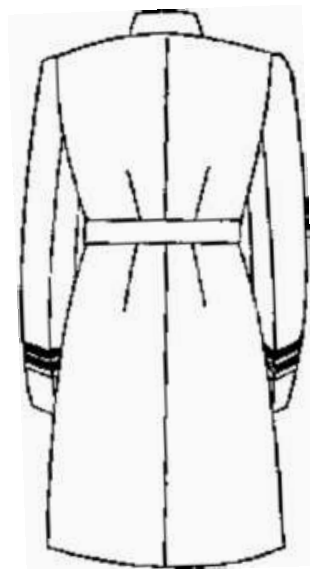
後面



外とう

前面

後面



ボタン



雨衣

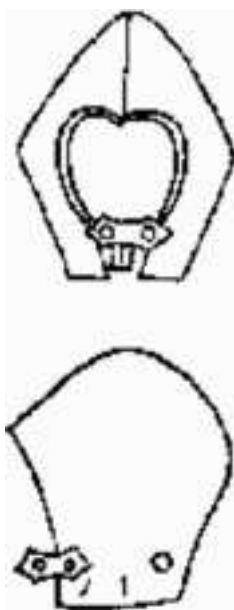
前面



後面



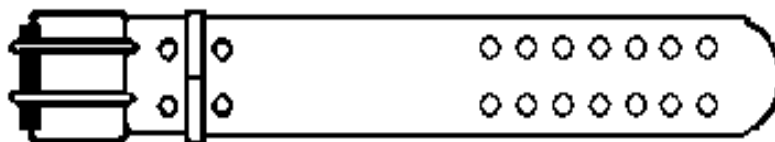
頭きん



バンド
制服用



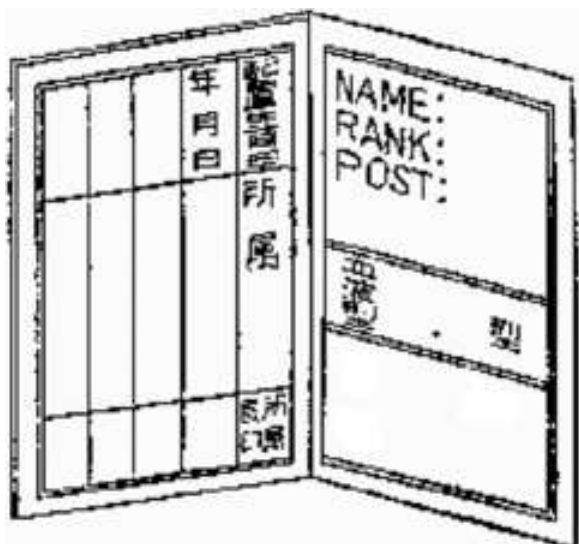
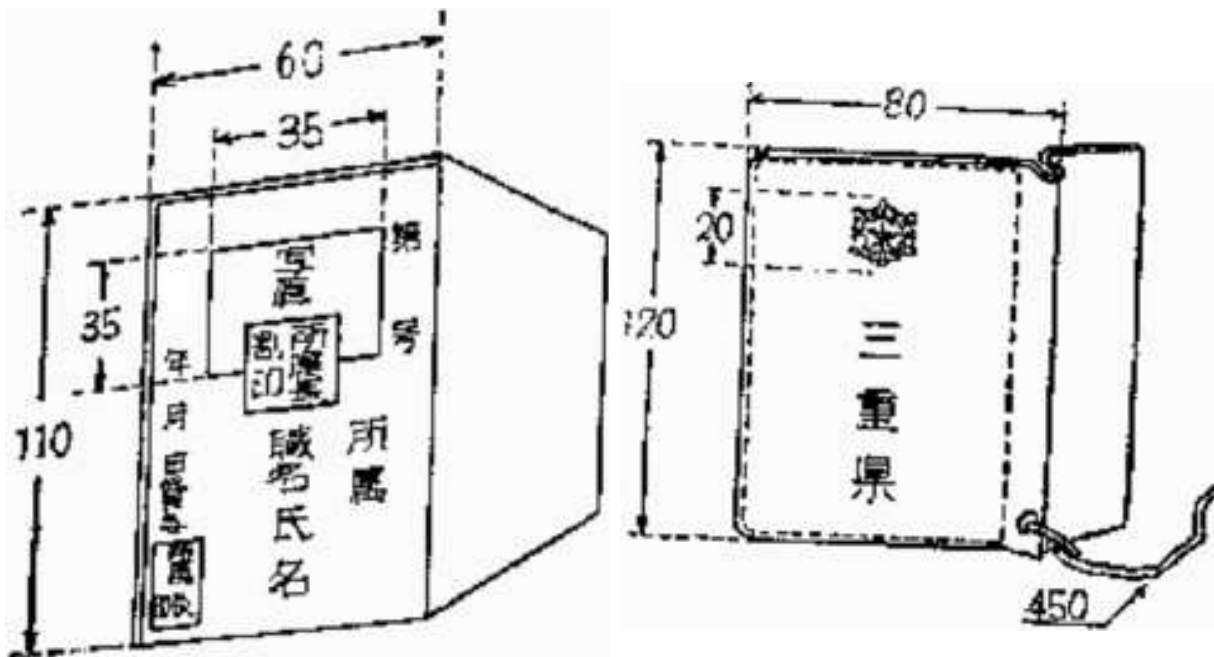
活動服用



消防関係職員手帳

恒久用紙

表示



別表第二（第三条関係）

品目	数量	貸与期間		使用期間	摘要
		行政職員	学校職員		
冬（合）帽	一個	三年	三年	十月一日から翌年の五月十五日まで	
盛夏帽	一個	三年	三年	五月十六日から九月三十日まで	
略帽	一個	—	三年	必要なとき	
安全帽	一個	—	三年	必要なとき	
防火帽	一個	—	三年	必要なとき	
冬（合）服	一着	三年	三年	十月一日から翌年の五月十五日まで	
盛夏服	二着	三年	三年	五月十六日から九月三十日まで	
活動服	三着	—	三年	必要なとき	
防火衣	一着	—	三年	必要なとき	
外とう	一着	—	三年	十一月一日から翌年の三月三十一日まで	
雨衣	一着	—	三年	必要なとき	
ネクタイ	一本	三年	三年	冬（合）服に準ずる	
バンド	制服用	二本	三年	三年	必要なとき

	活動服用	一本	—	三年	必要なとき	
くつ	制服用	一足	三年	三年	必要なとき	
	防火用	一足	—	三年	必要なとき	
	救助用	一足	—	三年	必要なとき	
胸章	一個	三年	三年	必要なとき		
消防関係職員手帳	一冊	三年	三年	必要なとき	記載用紙は一年ごとに取り換えるものとする。	

備考 気候その他の事情により所属長が必要と認めた場合は、使用期間を変更することができる。

別表第三を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

三重県消防表彰規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和六年三月十九日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第七号

三重県消防表彰規則の一部を改正する規則

三重県消防表彰規則（昭和四十四年三重県規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(表彰の推薦)</p> <p>第八条 (略)</p> <p>2 市町長は前項の推薦をしようとする場合には、三重県消防表彰推薦書(第一号様式)に次の各号に掲げる表彰の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付し、地域防災総合事務所長又は地域活性化局長を経由して知事に提出しなければならない。</p> <p>一 特別功労章 現場認定調書(第三号様式)、<u>刑罰等調書(第四号様式)及び履歴書(第五号様式)</u></p> <p>二 消防功労賞、消防功績章及び消防精勤章 功績調書(第六号様式)、<u>刑罰等調書及び履歴書</u></p> <p>三 顕彰状及び表彰状 功績調書及び<u>履歴書(消防職員及び消防団員に限る。)</u></p> <p>四 感謝状 功績調書及び<u>刑罰等調書(個人に限る。)</u></p>	<p>(表彰の推薦)</p> <p>第八条 (略)</p> <p>2 市町長は前項の推薦をしようとする場合には、三重県消防表彰推薦書(第一号様式)に次の各号に掲げる表彰の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付し、地域防災総合事務所長又は地域活性化局長を経由して知事に提出しなければならない。</p> <p>一 特別功労章 現場認定調書(第三号様式)、<u>身分調書(第四号様式)及び消防関係履歴書(第五号様式)</u></p> <p>二 消防功労賞、消防功績章及び消防精勤章 功績調書(第六号様式)、<u>身分調書及び消防関係履歴書</u></p> <p>三 顕彰状及び表彰状 功績調書及び<u>消防関係履歴書(消防職員及び消防団員に限る。)</u></p> <p>四 感謝状 功績調書及び<u>身分調書(個人に限る。)</u></p>

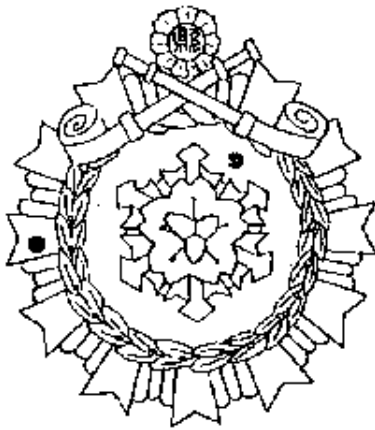
別表を次のように改める。

別表

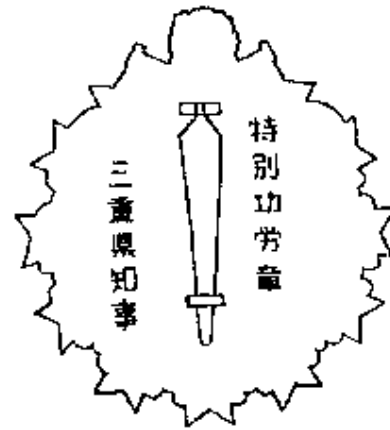
特別功労賞の形状

表面

裏面



消防功労賞の副賞の形状
表面（正）



裏面（正）

表面（略）



消防功績章のき章の形状

表面

裏面



消防精勤章のき章の形状

表面

裏面



特別功労章、消防功労賞、消防功績章及び消防精勤章の制式

区別		特別功労章	消防功労賞 (正)	消防功労賞 (略)	消防功績章	消防精勤章
地金		銀又はその類似品	丹銅又は真ちゆう	純銀	丹銅又は真ちゆう	同左
大きさ	縦	六センチメートル	五・五センチメートル	二センチメートル	四・五センチメートル	四・五センチメートル
	横	五・五センチメートル	五・五センチメートル	二センチメートル	四・五センチメートル	四・五センチメートル
表面	管そう及び 県マーク	銀いぶし	—	—	—	—
	消防章	金メッキ	—	—	中央団マークのうち、桜花、花卉及び火を表す図形は金メッキとし、その他は黒つや消シラッカーとする。常備消防マークは銀いぶしとする。また、外側団マークは白七宝焼とする。	団マークのうち、桜花、花卉及び火を表す図形は金メッキとし、その他は黒つや消シラッカーとする。常備消防マークは銀いぶしとする。
	月桂樹	銀いぶし	—	—	—	—
	日章	銀いぶし	—	—	—	—
	その他	銀いぶし	紺半透明 白 七宝焼、金メッキ	青紫 紺半透明 白 七宝焼	金メッキ、朱赤濃青竹 七宝焼	銀いぶし、紺半透明 白 七宝焼
	花菖蒲	—	青紫 黄緑 七宝焼	青紫 七宝焼、金メッキ	—	—
裏面	銀色留金具付	金色留金具付	特ネジ式	金色留金具付	銀色留金具付	

銀いぶし及び黒つや消シは、それぞれに定める。

第4号様式（第8条関係）

刑罰等調書

氏名

年 月 日生

- 1 刑罰の有無（道路交通法違反及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反による罰金刑を含む。）
- 2 破産宣告又は破産手続開始決定の有無

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

市町長 氏 名 印

注1 刑罰等調書が取得できない場合（道路交通法部分が証明されない場合を含む。）は、人物証明書を代用すること。

第5号様式（第8条関係）

履 歴 書

本 籍

現 住 所

(ふりがな)

氏 名

年 月 日生

最終学歴

消 防 歴

三重県消防協会歴

日本消防協会歴

全国消防長会歴

職 歴

公 職

賞 罰

注1 第五条第一号に該当する個人（消防職員又は消防団員であった者を除く。）にあっては、消防歴を防災歴に、三重県消防協会歴を役員歴に読み替えて記載すること。

附 記

この報が、公報の頁から施行する。

告 示

三重県告示第 177 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 75 条第 2 項の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者から事業の廃止の届出がありました。

令和 6 年 3 月 19 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	廃止年月日	サービスの種類
2470600087	榑原温泉病院デイケアセンター	三重県津市榑原町大字石ノ戸 1033 ノ 4	医療法人暁純会	令和 5 年 10 月 31 日	通所リハビリテーション
2470102076	デイサービスセンターさんせん	三重県桑名市長島町源部外面 141 番地	株式会社ソレイユ	令和 5 年 12 月 31 日	通所介護
2470505146	中辻ケア・サービス	三重県津市高茶屋小森上野町 1336-1	中辻ケア・サービス株式会社	令和 5 年 12 月 31 日	福祉用具貸与
2470505146	中辻ケア・サービス	三重県津市高茶屋小森上野町 1336-1	中辻ケア・サービス株式会社	令和 5 年 12 月 31 日	特定福祉用具販売
2462990025	志摩市社会福祉協議会 社協訪問看護ステーション	三重県志摩市浜島町桧山路 3	社会福祉法人志摩市社会福祉協議会	令和 5 年 12 月 31 日	訪問看護
2470505542	訪問介護事業所 小春	三重県津市高茶屋 6 丁目 10 番 14 号	有限会社マル正	令和 5 年 12 月 31 日	訪問介護
2471200408	特定非営利活動法人 さくらそう	三重県伊賀市希望ヶ丘東四丁目 8 番 3 号	特定非営利活動法人 さくらそう	令和 5 年 12 月 31 日	訪問介護
2472900279	有限会社 志摩ライフサポート	三重県志摩市阿児町鶴方 4052 番地	有限会社 志摩ライフサポート	令和 6 年 1 月 15 日	訪問介護
2410105429	ウエルネス医療クリニック	三重県桑名市新西方 3 丁目 218 番地	医療法人創健会	令和 6 年 1 月 31 日	短期入所療養介護

三重県告示第 178 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 5 第 2 項の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者から事業の廃止の届出がありました。

令和 6 年 3 月 19 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	廃止年月日	サービスの種類
2470600087	榑原温泉病院デイケアセンター	三重県津市榑原町大字石ノ戸 1033 ノ 4	医療法人暁純会	令和 5 年 10 月 31 日	介護予防通所リハビリテーション
2470505146	中辻ケア・サービス	三重県津市高茶屋小森上野町 1336-1	中辻ケア・サービス株式会社	令和 5 年 12 月 31 日	介護予防福祉用具貸与
2470505146	中辻ケア・サービス	三重県津市高茶屋小森上野町 1336-1	中辻ケア・サービス株式会社	令和 5 年 12 月 31 日	特定介護予防福祉用具販売
2462990025	志摩市社会福祉協議会 社協訪問看護ステーション	三重県志摩市浜島町桧山路 3	社会福祉法人志摩市社会福祉協議会	令和 5 年 12 月 31 日	介護予防訪問看護
2410105429	ウエルネス医療クリニック	三重県桑名市新西方 3 丁目 218 番地	医療法人創健会	令和 6 年 1 月 31 日	介護予防短期入所療養介護

三重県告示第 179 号

次の者に係る森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定による保安林の指定施業要件を変更する旨に係る通知は、所在不分明のため通知することができないので、同法第189条の規定により、その通知の内容を伊賀市役所の掲示場に掲示するとともにその要旨を告示します。

令和6年3月19日

三重県知事 一見勝之

1 通知することができない者の氏名

金谷 聡己

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

伊賀市上阿波字封戸谷 3679 の3

(2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び伊賀市役所に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第180号

次の者に係る森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による保安林の指定施業要件を変更する予定である旨に係る通知は、所在不分明のため通知することができないので、同法第189条の規定により、その通知の内容を伊賀市役所の掲示場に掲示するとともにその要旨を告示します。

令和6年3月19日

三重県知事 一見勝之

1 通知することができない者の氏名

長谷 宣郎

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

伊賀市霧生字落合 3447

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び伊賀市役所に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第181号

次の者に係る森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による保安林の指定施業要件を変更する予定である旨に係る通知は、所在不分明のため通知することができないので、同法第

189 条の規定により、その通知の内容を名張市役所の掲示場に掲示するとともにその要旨を告示します。

令和 6 年 3 月 19 日

三重県知事 一 見 勝 之

第 1

1 通知することができない者の氏名

富森 康之

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

名張市赤目町柏原字梶川 1201・1205（以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(㊦) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字梶川 1201、1205（次の図に示す部分に限る。）

(㊧) その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。

(㊨) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(㊩) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第 2

1 通知することができない者の氏名

栄宏産業株式会社

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

名張市赤目町柏原字梶川 1205（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(㊦) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字梶川 1205（次の図に示す部分に限る。）

(㊧) その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。

(㊨) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(㊩) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び名張市役所に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 182 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の 2 の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和 6 年 3 月 19 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

いなべ市・四日市市（以上 2 市について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

四日市市（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課、いなべ市役所及び四日市市役所に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 183 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 69 条の規定により、令和 6 年 3 月 4 日、区画漁業（真珠養殖業及び真珠母貝養殖業）を次のとおり免許しました。

令和 6 年 3 月 19 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 三重海区漁場計画の公示番号

令和 5 年三重県告示第 626 号

2 漁業権者の名称及び住所並びに免許番号

別冊のとおり

「別冊」は省略し、三重県農林水産部水産資源管理課、津農林水産事務所水産室、伊勢農林水産事務所水産室及び尾鷲農林水産事務所水産室に備え置いて縦覧に供します。

3 免許の内容等

令和 5 年三重県告示第 626 号のとおり

三重県告示第 184 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域に指定します。

令和 6 年 3 月 19 日

三重県知事 一 見 勝 之

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
加太向井-3	亀山市加太向井 (詳細は次の図のとおり)	土石流
加太中在家-20	亀山市加太中在家 (詳細は次の図のとおり)	土石流
加太北在家-13	亀山市加太北在家 (詳細は次の図のとおり)	土石流

（「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、鈴鹿建設事務所及び亀山市役所に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 185 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定します。

令和 6 年 3 月 19 日

三重県知事 一 見 勝 之

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条に規定する衝撃に関する事項

河原谷川-1	亀山市関町坂下、関町沓掛 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
河原谷川-2	亀山市関町坂下、関町沓掛 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
河原谷川-3	亀山市関町坂下、関町沓掛 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
河原谷川-4	亀山市関町坂下、関町沓掛 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
加太向井-4	亀山市加太向井 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
加太市場	亀山市加太市場 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
加太神武-1	亀山市加太神武 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
加太神武-2	亀山市加太神武 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
加太中在家-19	亀山市加太中在家 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
久我	亀山市関町久我 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
萩原	亀山市関町萩原 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
白木一色-3	亀山市関町白木一色 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
久我	亀山市関町久我 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
坂下 3	亀山市関町坂下 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
白木一色 4	亀山市関町白木一色 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
富士ハイツ 2	亀山市関町富士ハイツ (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
坂下 10	亀山市関町坂下 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、鈴鹿建設事務所及び亀山市役所に備え置いて縦覧に供します。

三重県告示第 186 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項及び第9条第1項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定した次の区域の指定を解除します。

令和6年3月19日

三重県知事 一見勝之

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条に規定する衝撃に関する事項	指定年月日
久我	亀山市関町久我 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	平成29年3月21日
坂下 3	亀山市関町坂下 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	平成26年3月11日
白木一色 4	亀山市関町白木一色 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	平成28年2月19日
河原谷川-1	亀山市関町坂下、関町沓掛	土石流	次の図のとおり	平成26年3月11日

	(詳細は次の図のとおり)			
河原谷川-2	亀山市関町坂下、関町沓掛 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	平成 26 年 3 月 11 日
河原谷川-3	亀山市関町坂下、関町沓掛 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	平成 26 年 3 月 11 日
河原谷川-4	亀山市関町坂下、関町沓掛 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	平成 26 年 3 月 11 日

(「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、鈴鹿建設事務所及び亀山市役所に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 187 号

建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 18 条の 2 第 1 項の規定により構造計算適合性判定(以下「判定」といいます。)を行わせることとした指定構造計算適合性判定機関の業務を行う事務所の所在地を次のとおり変更しますので、同法第 77 条の 35 の 8 第 4 項の規定により公示します。

令和 6 年 3 月 19 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 判定を行わせることとした指定構造計算適合性判定機関の名称等

- (1) 名称
日本建築検査協会株式会社
- (2) 住所
東京都中央区日本橋三丁目 13 番 11 号
- (3) 業務区域
三重県全域

2 変更内容

業務を行う事業所の所在地		行わせることとした判定の業務
変更前	変更後	
東京都中央区日本橋三丁目 12 番 2 号	東京都中央区日本橋二丁目 12 番 6 号	一の判定の申請に、次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分を含む判定の業務(日本建築検査協会株式会社の構造計算適合性判定業務規程等により判定できないものを除く。) 1 建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)第 81 条第 2 項第 1 号ロに定める構造計算による建築物 2 三重県内に業務を行う事務所を置く指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定業務規程等により、三重県内で業務を行う事務所で判定できない建築物

3 変更年月日

令和 6 年 3 月 18 日

公安委告示

三重県公安委員会告示第 4 号

幹部交番、交番、警察官駐在所等の名称、位置及び所管区(昭和 45 年三重県公安委員会告示第 1 号)の一部を次のように改正し、公表の日から施行します。ただし、第 2 項の改正規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行します。

令和 6 年 3 月 19 日

三重県公安委員会委員長 村 田 典 子

1 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正します。

改正後				改正前			
警察署の名称	幹部交番の名称	交番、警察官駐在所、警備	所管区	警察署の名称	幹部交番の名称	交番、警察官駐在所、警備	所管区

	び位置	派出所及び 検問所の名 称及び位置			び位置	派出所及び 検問所の名 称及び位置	
桑名警察署		(略)	(略)	桑名警察署		(略)	(略)
		御衣野警察 官駐在所 桑名市多 度町御衣 野	桑名市のうち 多度町大鳥居、多 度町下野代、多度 町御衣野、多度町 力尾、多度町猪飼、 多度町北猪飼、多 度町古野、多度町 美鹿、多度町小山 台一丁目、多度町 小山台二丁目、多 度町小山の一部 (尾津平、尾津崎、 西天王平、天王平 を除く。)、多度 町肱江			御衣野警察 官駐在所 桑名市多 度町御衣 野	桑名市のうち 多度町大鳥居、多 度町下野代、多度 町御衣野、多度町 力尾、多度町猪飼、 多度町北猪飼、多 度町北猪飼、多 度町古野、多度町 美鹿、多度町小山 の一部(尾津平、 尾津崎、西天王平、 天王平を除く。)、 多度町肱江
		(略)	(略)			(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

2 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正します。

改正後				改正前			
警察署の名称	幹部交番 の名称及 び位置	交番、警察官 駐在所及び 警備派出所 の名称及び 位置	所管区	警察署の名称	幹部交番 の名称及 び位置	交番、警察官 駐在所、警備 派出所及び 検問所の名 称及び位置	所管区
桑名警察署		(略)	(略)	桑名警察署		(略)	(略)
		木曾岬町警 察官駐在所 桑名郡木 曾岬町大 字加路戸	木曾岬町 桑名市のうち 長島町老松			木曾岬町警 察官駐在所 桑名郡木 曾岬町大 字加路戸	木曾岬町 桑名市のうち 長島町老松
(略)		(略)	(略)	(略)		北伊勢検問 所 桑名市長 島町又木	
亀山警察署		(略)	(略)	亀山警察署		(略)	(略)
		昼生警察官 駐在所 亀山市下 庄町	亀山市のうち 下庄町、中庄町、 三寺町、安知本町、 楠平尾町、田茂町			昼生警察官 駐在所 亀山市下 庄町	亀山市のうち 下庄町、中庄町、 三寺町、安知本町、 楠平尾町、田茂町
						関検問所 亀山市関 町木崎	

(略)	(略)	(略)
津南警察署	(略)	(略)
	川口八ツ山	津市のうち
	警察官駐在所	白山町古市、白山町川口、白山町山
	津市白山町川口	田野、白山町伊勢見、白山町八対野、白山町稲垣
	家城警察官駐在所	津市のうち
	津市白山町南家城	白山町北家城、白山町南家城、白山町真見、白山町藤、白山町二俣、白山町城立、白山町福田山、白山町大原、白山町小杉
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
松阪警察署	(略)	(略)
	多気町多気	多気町のうち
	警察官駐在所	土羽、笠木、森荘、野中、相鹿瀬、田
	多気郡多気町多気	中、矢田、西池上、兄国、朝長、弟国、河田、東池上、多気
	多気町相可	多気町のうち
	警察官駐在所	荒蒔、相可、相可台、四疋田、三疋田、佐伯中、井内
	多気郡多気町相可	林、鋏形、津留、牧
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
大台警察署	(略)	(略)
	大台町栃原	大台町のうち
	警察官駐在所	千代、柳原、新田、下楠、上楠、粟生、
	多気郡大	高奈、神瀬、栃原

(略)	(略)	(略)
津南警察署	(略)	(略)
	川口警察官	津市のうち
	駐在所	白山町川口
	津市白山町川口	
	家城警察官駐在所	津市のうち
	津市白山町南家城	白山町北家城、白山町南家城、白山町真見、白山町藤、白山町二俣、白山町城立、白山町福田山、白山町大原、白山町小杉
	八ツ山警察官駐在所	津市のうち
	津市白山町八対野	白山町古市、白山町稲垣、白山町八対野、白山町山田野、白山町伊勢見
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
松阪警察署	(略)	(略)
	多気町多気	多気町のうち
	警察官駐在所	河田、東池上、西池上、兄国、朝長、
	多気郡多気町多気	弟国、多気
	多気町相可	多気町のうち
	警察官駐在所	荒蒔、相可、相可台、四疋田、三疋田、佐伯中、井内
	多気郡多気町相可	林、鋏形、津留、牧
	多気町西外	多気町のうち
	城田警察官駐在所	土羽、笠木、森荘、野中、相鹿瀬、田
	多気郡多気町森荘	中、矢田
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
大台警察署	(略)	(略)
	大台町栃原	大台町のうち
	警察官駐在所	千代、柳原、新田、栃原
	多気郡大	

		台町栃原	大紀町のうち 野原、永会、神原、 打見、野添、金輪			台町栃原	大紀町のうち 野原
		(略)	(略)			大紀町七保 警察官駐在 所	大台町のうち 神瀬、下楠、上楠、 栗生、高奈
		(略)	(略)			度会郡大 紀町打見	大紀町のうち 野添、金輪、永会、 神原、打見
		(略)	(略)			(略)	(略)
伊勢警察署		(略)	(略)			(略)	(略)
		外宮前警備 派出所	伊勢市本 町			外宮前警備 派出所	伊勢市本 町
		(略)	(略)			内宮前警備 派出所	伊勢市宇 治今在家 町
		(略)	(略)			(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)			(略)	(略)
伊賀警察署		(略)	(略)			(略)	(略)
		島ヶ原警察 官駐在所	伊賀市のうち 島ヶ原			島ヶ原警察 官駐在所	伊賀市のうち 島ヶ原
		伊賀市島 ヶ原				伊賀市島 ヶ原	
		(略)	(略)			名阪国道検 問所	伊賀市守 田町
(略)	(略)	(略)	(略)			(略)	(略)

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、農村地域防災減災事業 防災重点農業用ため池緊急整備事業 ため池総合整備工事 地震・豪雨対策型 大規模 六呂瀬池地区の計画を定めましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に三重県知事に審査請求をすることができます。また、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この計画の取消しの訴えを提起することができます（なお、上記の期間が経過する前であっても、この計画が定められた日（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過した場合は、この計画の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

令和6年3月19日

三重県知事 一見勝之

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間
令和6年3月21日から同年4月17日まで
- 3 縦覧の場所
志摩市産業振興部農林課（三重県志摩市阿児町鶴方 3098-22）

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、次の基本測量を実施する旨、国土地理院の長から通知がありました。

令和6年3月19日

三重県知事 一見勝之

- 1 作業種類
基本測量（電子基準点測量）
- 2 作業期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 3 作業地域
津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、尾鷲市、亀山市、鳥羽市、熊野市、いなべ市、志摩市、伊賀市、多気郡大台町、度会郡度会町、同郡大紀町、同郡南伊勢町、北牟婁郡紀北町、南牟婁郡御浜町及び同郡紀宝町

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、次の基本測量が令和6年2月29日に終了した旨、国土地理院の長から通知がありました。

令和6年3月19日

三重県知事 一見勝之

- 1 作業種類
基本測量（地盤沈下関連水準測量及び河川事業に伴う水準測量）
- 2 作業地域
四日市市、桑名市及び三重郡朝日町

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、四日市市長から通知がありました。

令和6年3月19日

三重県知事 一見勝之

- 1 作業種類
公共測量（2級基準点測量）
- 2 作業期間
令和6年2月16日から同年3月29日まで
- 3 作業地域
四日市市鶴の森一丁目

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量が令和6年2月29日に終了した旨、国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所長から通知がありました。

令和6年3月19日

三重県知事 一見勝之

- 1 作業種類
公共測量（航空レーザー測量）
- 2 作業地域
津市の一部、四日市市の一部、伊勢市の一部、松阪市の一部、鈴鹿市の一部、亀山市の一部、多気郡多気町の一部、同郡明和町の一部及び度会郡玉城町の一部

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 6 年 2 月 22 日に終了した旨、三重県四日市建設事務所長から通知がありました。

令和 6 年 3 月 19 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（用地測量）
- 2 作業地域
三重郡朝日町大字柿

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 6 年 2 月 29 日に終了した旨、三重県松阪建設事務所長から通知がありました。

令和 6 年 3 月 19 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（地形測量）
- 2 作業地域
多気郡多気町井内林

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 6 年 2 月 29 日に終了した旨、亀山市長から通知がありました。

令和 6 年 3 月 19 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（道路台帳補正業務）
- 2 作業地域
亀山市全域

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和 6 年 3 月 19 日

三重県知事 一 見 勝 之

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
令和 6 年 3 月 1 日	いなべ市大安町鍋坂字下川原 2262-7 ほか 45 筆 【2 工区】	いなべ市大安町鍋坂 2262-8 株式会社フジ技研 代表取締役 佐藤 正廣
令和 6 年 3 月 5 日	いなべ市員弁町大泉新田字今入 266-4 ほか 5 筆	四日市市高見台 2 丁目 1 デンソー高見台社 宅 127 安藤 潔
令和 6 年 3 月 5 日	三重郡朝日町大字柿字元田 1070-1	四日市市鶴の森 1 丁目 5-19 三重北農業協同組合 代表理事組合長 生川 秀治

三重県宅地開発事業の基準に関する条例（昭和 47 年三重県条例第 41 号）第 6 条の規定により確認しました宅地開発事業に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和 6 年 3 月 19 日

三重県知事 一 見 勝 之

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	確認を受けた者の住所及び氏名
令和 6 年 3 月 1 日	鳥羽市畔蛸町字大坂 124 の一部ほか 11 筆	大阪府大阪市中央区北浜一丁目 1 番 14 号 シイエスピーク株式会社 代表取締役 吉井 俊貴

令和6年 3月5日	三重郡菰野町大字竹成字北川原 2347-1 の一部及び 大字永井字西川原 3086-28 ほか1筆	四日市市桜町 6151-23 有限会社サクラテック 代表取締役社長 曾根 智子
--------------	--	---

特定調達公告

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和6年3月19日

三重県知事 一 見 勝 之

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 特定役務の名称 | 令和5～8年度 三重県鈴鹿庁舎清掃・警備業務委託 |
| 2 | 担当部局 | 三重県鈴鹿市西条5丁目117番地
三重県鈴鹿地域防災総合事務所地域調整防災室 |
| 3 | 落札者決定日 | 令和6年3月4日 |
| 4 | 落札者 | 三重県桑名市大字東汰上581番地1
キクタ総業株式会社 代表取締役 菊田 喜之 |
| 5 | 落札金額 | 入札価格 71,728,800円
契約金額 78,901,680円 |
| 6 | 決定手続 | 総合評価一般競争入札 |
| 7 | 入札公告日 | 令和5年12月26日 |

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
